

令和9年度 幼児教育保育無償化 ご案内 【幼稚園】

市内幼稚園一覧

施設区分	種別	施設名
新制度未移行幼稚園	私立	原釜幼稚園
		中村幼稚園
新制度移行幼稚園	市立	大野幼稚園
		八幡幼稚園
		飯豊幼稚園
		日立木幼稚園

※みどり幼稚園は、令和4年度より認定こども園に移行しました。

※中村幼稚園は、令和8年度より新制度に移行しました。

この案内には、幼児教育保育無償化に関する申請手続きや認定について記載されていますので、必ずお読みいただき内容を確認した上で手続きしてください。

◇無償化に関する問い合わせは、幼稚園ではなく下記に問い合わせください◇

問い合わせ先

〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3

相馬市 保健福祉部 こども家庭課 こども家庭係（市役所1階東側）

電話☎：0244-37-2204

はじめに

無償化の対象となる費用は、大きく2つに分類されます。

①**幼稚園利用料**・・・幼稚園に在園している児童は、**全児童無償**となります。

※保護者会費などは保護者負担となります。

②**預かり保育料**・・・預かり保育を利用(予定)している児童が一定の基準を満たしている場合(保育の必要性があると認められた場合)、無償化対象となります。

※申請手続きが必要になります。

施設等利用給付認定について

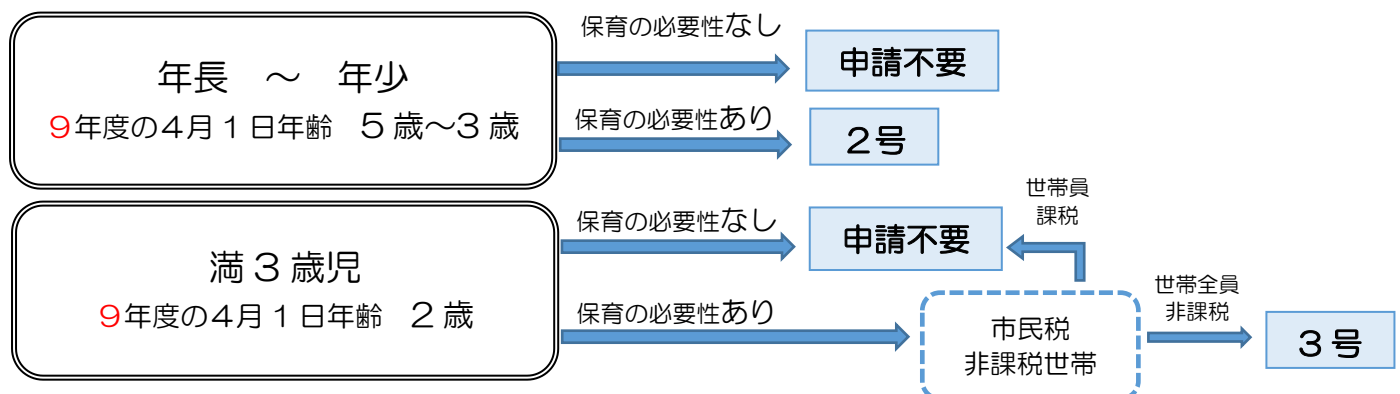
預かり保育料の無償化対象児童となるためには「施設等利用給付認定(以下、認定)」が必要となります。認定を受けるためには、市に**申請書等の書類の提出が必要です**。市は、保護者からの申請に基づいて、下記の2つの区分(2～3号認定)に認定し認定通知書を交付します。

認定区分	対象年齢	認定要件	無償化対象料金
2号	3歳児以上	預かり保育を利用(予定含む) 保育の必要性あり	預かり保育料
3号	満3歳児	預かり保育を利用(予定含む) 保育の必要性あり 市町村民税非課税世帯	預かり保育料

※保育の必要性の事由については、P5 参照

※施設等利用給付認定(申請)の有無に関わらず、預かり保育の利用については、在園する幼稚園に別途申し込みが必要になります。

フローチャート



注意事項

施設等利用給付認定の申請は、住民票の有無を問わず**保護者の居住地のある市町村への申請**となります。他市町村の居住地から市内幼稚園に通園している場合は、居住している市町村へ申請をしていただくことになります。詳しくは、居住地の市町村へお問い合わせ下さい。

2号・3号認定(申請)について

1 対象：預かり保育を利用(予定)している園児のうち、以下に該当する子ども

【3歳児～】**保育の必要性あり**と認定された園児 ⇒ 2号認定

【満3歳児】**保育の必要性あり** + **市民税非課税世帯**と認定された園児 ⇒ 3号認定

※満3歳児のみ基準が異なるのは、保育所等との公平性の観点によるものです。

2 上限額： 【3歳児～】 12,300 円 【満3歳児】 17,700 円

3 対象費用： 預かり保育料

預かり保育料におやつ代、用品代等が含まれている場合は、その料金は無償化対象外となります。

(例) 預かり保育利用料 7,000 円のうち 2,000 円がおやつ代の場合

⇒ 5,000 円が無償化対象となり、2,000 円は保護者負担となります。

4 提出が必要な申請書等

○施設等利用給付認定申請書 兼 現況届

申請書の「認定区分」欄の
『保育の希望あり【2号・3号】』
を選択

○保育の必要性を確認するための書類(父母両方)

※就労証明書で雇用期間が「有期」の場合、雇用期間終了翌月に継続雇用を確認するため、再度、就労証明書を提出して下さい。

○個人番号カード等貼付台紙

・個人番号確認書類 ・本人確認書類

5 給付方法

預かり保育料の給付方法は、月毎、利用実績に基づき給付額を算定します。

算定の結果、保護者負担額が発生した場合、市が発行する納付書により納付下さい。

6 算定方法： **A** 利用日数 × 490 円(利用実績) ※490 円は制度上の 1 日あたりの単価

B 月額・日額保育料(園規定の預かり保育料) ※おやつ代等除く

C 上限 12,300 円(2号認定) または 17,700 円(3号認定)

A、**B**、**C**を比較し、**最も低い額が給付額**となります。

※**給付額**が**園規定の預かり保育料**より低い場合、生じた差額は、**保護者負担**となります。

【例1】 **A**=月の利用日数 20 日、**B**=園規定月額 8,000 円、**C**=上限額 12,300 円の場合

A 20 日 × 490 円 = 9,800 円

【無償化分】 【保護者負担額】

B 8,000 円

B 8,000 円 0 円

C 12,300 円

【例2】 **A**=月の利用日数 4 日、**B**=預かり保育料 3,000 円の場合

A 4 日 × 490 円 = 1,960 円

【無償化分】 【保護者負担額】

B 3,000 円

A 1,960 円 1,040 円

C 12,300 円

(**B** - **A**)

7 「保育の必要性」の該当事由及び確認するための書類

2(3)号認定要件の「保育の必要性」については、保護者(父母どちらも)の就労などの理由によって保育の必要な園児を認定します。該当事由及び必要な書類は下表のとおりです。証明書類は、父母それぞれ必要です。

保護者等の状況	必要な書類	確認欄	
		父	母
① 就労 (月 64 時間以上) ※月 64 時間未満の方は、「保育の必要性なし」となり、預かり保育は無償化の対象外となります。	※就労形態により次のいずれかの書類を提出 ●就労証明書 ●内職従事・支払証明書 ※シフト制・変則勤務の場合は、直近 2 ヶ月分のシフト表	☐	☐
②妊娠、出産(産前産後)	●病気(障害)・就学・出産申立書 ●母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できるページ)	—	☐
③保護者等の疾病、障害	●病気(障害)・就学・出産申立書 ●医師の診断書	☐	☐
④就学(職業訓練を含む)	●病気(障害)・就学・出産申立書 ●在学証明書、学生証などの写し (時間割表など日中保育できない時間・日数が確認できるもの)	☐	☐
⑤同居または長期入院等している 親族の介護、看護	●介護(看護)状況申立書 ●介護保険証の写しなど (被介護者の介護・看護の必要性がわかる書類)	☐	☐
⑥求職活動(起業準備を含む)	●求職活動状況申立書 ※1 ヶ月以内に就労証明書	☐	☐
⑦虐待やDVのおそれがある場合	●(相談機関が発行する)証明書などの写し ※こども家庭課までご相談ください	☐	☐
⑧災害復旧	●り災証明書 ※こども家庭課までご相談ください	☐	☐
⑨その他類する状態にある場合	※こども家庭課までご相談ください	☐	☐

8 預かり保育の無償化の対象とならない事由(2(3)号認定とはならない事由)

- ④の保育の必要性の該当事由にあてはまらない世帯
(就労時間が月 64 時間に満たない場合など)
- 専業主婦(夫)がいる世帯 など

注意事項

2(3)号認定の申請をした方で保育の必要性の事由に該当しない場合、却下となります。

認定区分の変更について

- ① 認定区分については、市で随時、変更を受け付けています。
2(3号認定)に変更申請する場合は、保育の必要性の事由に係る必要書類を準備のうえ、こども家庭課で変更申請をしてください。
(例1)就労に伴い、2号認定を新規で取得する場合
(例2)退職に伴い、2号認定の有効期間を変更する場合 等
- ② 認定区分の変更申請をするにあたり、申請日から遡っての認定はできません。(例1参照)
ただし、保育の必要性の事由に該当しなくなった事実が申請日以前の場合、事由消滅日からの認定となります。(例2参照)
(例1) 5月1日に就労したため2号認定を取得したい。
7月1日に2号認定の申請した場合
⇒7月1日から2号認定(5月1日に遡らない)
(例2) 5月1日に退職したため2号認定の有効期間を変更したい。
7月1日に変更の届出をした場合
⇒5月1日まで2号認定(事由消滅は5月1日)
- ③ 転居に伴う居住地変更など申請内容に変更が生じた場合や、2(3)号認定の認定理由である保育の必要性の事由が変更になった場合などは、変更の届出が必要のため、こども家庭課で変更の届出をして下さい。
(例) 保育の必要性の事由「就労」により認定を受けていたが、出産に伴い「産前産後」に変更 等

お知らせ

幼児教育保育無償化に関する情報は、相馬市ホームページに掲載しています。
各種様式も併せて掲載していますのでご利用ください。
なお、各種様式が印刷できる環境にない方は、こども家庭課、幼稚園で取得してください。



相馬市ホームページ
幼児教育保育無償化(幼稚園)
QRコード

◇無償化に関する問い合わせは、幼稚園ではなく、相馬市こども家庭課に問い合わせください。

相馬市 保健福祉部 こども家庭課 こども家庭係
電話 0244-37-2204

